

令和5年4月25日招集

令和5年 第4回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和5年第4回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第4回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和5年4月25日（火） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（15名）

2番	本 田 勝 彦	4番	東 海 林 光 輝	6番	寒 河 江 一 浩
7番	庄 子 裕 絵	8番	高 岡 貞 雄	9番	仲 野 孝 藏
10番	石 山 一 穂	11番	吉 田 好 春	12番	岡 田 邦 弘
13番	栗 原 洋 幸	14番	阿 部 昇	15番	大 内 恒 一
17番	岡 田 和 敏	18番	瀬 野 幸 太 郎	19番	菅 原 繁 治

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第4号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第17号 非農地証明願いに係る証明について
- 第 6 議第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第19号 事業計画変更承認申請について
- 第 8 議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第21号 農用地利用集積計画について
- 第 10 議第22号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第 11 農地あっせん委員会の報告
- 第 12 農地転用委員会の報告
- 第 13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	松 岡 義 朗
農地係長	後 藤 美 智 子	主任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

## 1. 議事の顛末

### 【議長】

只今から、令和5年第4回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、1番 大江正好委員、3番 門脇 功委員、5番 高岡茂雄委員、であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

7番 庄子裕絵委員、8番 高岡貞雄委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第3回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第4号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第10、議第22号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画についてまでの、1報告と6案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

### 【岡田事務局長】

それでは、令和5年、第4回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、7件であります。

報第4号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

#### 農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 31 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：57 m<sup>2</sup>他 2 筆。賃貸人住所氏名：東根市温泉町一丁目●●●●、●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市神町宮団大通り●●●●、●●●●。解約後の利用：第三者に賃貸借であります。以下、受付番号 32 番から 37 番までの 6 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の非農地証明願いの申請は 1 件です。

#### 議第 17 号、非農地証明願いに係る証明について

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により、本会の議決を求めるものであります。4 頁をお開き下さい。

#### 非農地証明願い関係

受付番号 1 番、土地の所在：大字泉郷元後沢字石名坂●●●●。地目、登記簿：畑、現況：原野、地積：49 m<sup>2</sup>他 2 筆。所有者：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。非農地となった時期及び事由、農地法による許可の有無等：無（不詳）、転用許可事由：その他非農地であります。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、24 件です。

#### 議第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 19 番、土地の所在：大字東根元原方字大森北●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：209 m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市中央西●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：36 a。譲受人住所氏名：尾花沢市大字中島●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：319 a であります。

以下、受付番号 20 番から 7 頁の受付番号 26 番までの 7 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

#### 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号 27 番、土地の所在：大字東根元東根字一本木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,982 m<sup>2</sup>の内 1,600 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市本丸西一丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：118 a。借人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：112 a であります。

以下、受付番号 28 番から 9 ページの受付番号 38 番までの 11 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号 39 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,888 m<sup>2</sup>他 6 筆。貸人住所氏名：東根市板垣中通り●●●●、●●●●。事由：経営移譲年金受給のため、経営面積：250 a。借人住所氏名：東根市板垣中通り●●●●、●●●●。事由：期間満了につき再設定、経営面積：250 a であります。

以下、受付番号 40 番から 11 頁の受付番号 42 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、2 件であります。

議第 19 号、事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の、促進等に関する、事務処理について」 昭和 51 年 9 月 30 日付け、51 構改 B、第 1939 号、農林省構造改善局長通知、に該当するので、本会の意見を求めるものであります。

13 頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号 4 番、当初計画者住所氏名：東根市神町北二丁目●●●●、●●●●、●●●●●。承継者住所氏名：埼玉県春日部市南 1 丁目●●●●、●●●●。埼玉県春日部市中央 5 丁目●●●●、●●●●。承認を受ける土地の所在：中央一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：395 m<sup>2</sup>。用途：当初 一般住宅、変更後 一般住宅となります。

以下、受付番号 5 番の 1 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

14 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、6 件です。

議第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。15 頁 をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 17 番、土地の所在：宮崎四丁目●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積 279 m<sup>2</sup>の内 8 m<sup>2</sup>。譲渡人（貸し人）住所氏名：東根市宮崎三丁目●●●●、●●●●、職業：農業。譲受人（借り人）住所氏名：宮城県仙台市宮城野区福田町南二丁目 3 番 50 号、株式会社サン・ベンディング東北、代表取締役 加藤義夫 職業：サービス業。転用後の主要目的：自動販売機、ダストボックス、電気ポール、通路他。所要面積計 8 m<sup>2</sup>。備考として、賃借権設定、実測面積があります。

以下、受付番号 18 番から 16 頁の受付番号 22 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、非農地証明願、事業計画変更承認申請及び農地法第 5 条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。

18 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、54 計画です。

議第 21 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。19 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 29 番、土地の所在：大字沼沢字横台●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：256 m<sup>2</sup>他 4 筆。売人住所氏名：東根市大字観音寺●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市大字沼沢●●●●、●●●●。利用目的：畑・樹園地として利用、移転時期：令和 5 年 4 月 25 日。対価、総額：700,000 円、支払い方法：現金。支払期限：令和 5 年 5 月 15 日、引き渡し時期：令和 5 年 5 月 16 日。買人の耕作面積は 481 a であります。

以下、受付番号 30 番から 20 頁の受付番号 36 番までの 7 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 125 番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,003 m<sup>2</sup>の内 2,000 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市本丸北二丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市本丸北二丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和 5 年 4 月 25 日、終期：令和 10 年 4 月 24 日。賃借料：10 a あたり 60 kg、5 年新規。借り人の耕作面積は 227 a であります。

以下、受付番号 126 番から 27 頁の受付番号 170 番までの 45 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。28 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 37 計画であります。

議第 22 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。29 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構です。

受付番号 1 番、土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,579 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：村山市楯岡二日町●●●●、●●●●。借人住所氏名：村山市楯岡楯●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 5 年 4 月 25 日、終期：令和 15 年 11 月 30 日。賃借料：10 a あたり 6,417 円であります。

以下、受付番号 2 番から 33 頁の受付番号 37 番までの 36 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）は、34 頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 1 件と、議案 6 件の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 【議長】

次に日程第 11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会副委員長より求めます。6 番、寒河江一浩農地あっせん委員会副委員長。

#### 【6 番寒河江一浩農地あっせん委員会副委員長】

はい、6 番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 4 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 8 件、賃貸借権設定の許可申請 12 件、使用貸借権設定の許可申請 4 件、合計 24 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 4 月 14 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 19 番、20 番、及び 22 番か

ら 24 番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号 21 番の申請事由は、新規法人となります。受付番号 25 番、26 番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 27 番、36 番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号 26 番、29 番及び 31 番、32 番の申請事由は、新規法人となります。受付番号 30 番、33 番から 35 番、及び 37 番、38 番の申請事由は、新規就農となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 39 番、40 番の申請事由は、期間満了に伴う再設定となります。受付番号 41 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 42 番の申請事由は、新規就農となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である、●●●●氏、他 3 名への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請について、許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

#### 【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会副委員長より求めます。

13 番、栗原洋幸農地転用委員会副委員長。

#### 【13 番栗原洋幸農地転用委員会副委員長】

はい、13 番栗原です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 4 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、非農地証明願 1 件、事業計画変更承認申請 2 件、農地法第 5 条による許可申請 6 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 4 月 14 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、受付番号 1 番の土地については、国土調査が入っておらず、大まかな位置は特定できるものの詳細位置の特定が非常に困難であり、当該地域は山林、原野の占める面積が多く農地の集団性が確認できない地域であるため、



非農地証明事務処理要領第3条第5号により、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみました。

次に、事業計画変更承認申請についてはありますが、

受付番号4番、5番については、当初、申請人の一般住宅を整備する計画でありましたが、計画がとん挫した事から、新たな承継人が、受付番号4番は一般住宅、受付番号5番は駐車場・雪捨場等を整備するものであります。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号17番については、申請地から概ね300m以内に鉄道の駅があるため、第三種農地となりますが、自動販売機を設置するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) a (b) i」に該当

受付番号18番、19番、20番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号18番及び20番は一般住宅、受付番号19番は駐車場・雪捨場等を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号21番及び22番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号21番は既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲で車庫兼タイヤ置き場、受付番号22番は集落に接続して、平屋建貸家を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) e (e)」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

#### 【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。何かご質問ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第13、地区委員会の開会及び報告についてであります、お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 21 号農用地利用集積計画について、並びに、議第 22 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、10 番石山一穂委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【12 番 岡田邦弘委員】**

12 番岡田です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 18 号については、経営規模拡大、及び、期間満了に伴う再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 19 号、及び、議第 20 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 21 号、及び、議第 22 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくをお願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【17 番 岡田和敏委員】**

17 番岡田です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 17 号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要綱第 3 条第 5 号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第 18 号については、新規法人、及び、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 21 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【14 番 阿部昇委員】**

14 番阿部です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 18 号については、新規就農及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 20 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 21 号、及び、議第 22 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 4 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第 17 号非農地証明願いに係る証明について、議第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 19 号事業計画変更承認申請について、議第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上 4 案件について一括して採

決いたします。

お諮りいたします。

議第 17 号から議第 20 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認すること、許可すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 17 号から議第 20 号については、承認すること、許可すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 21 号農用地利用集積計画について、並びに、議第 22 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、採決いたしますが、その前に、10 番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 21 号、並びに、議第 22 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 21 号、並びに、議第 22 号については、決定することに決しました。

10 番石山一穂委員の復席を求めます。

10 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 21 号、並びに、議第 22 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これもちまして、令和 5 年第 4 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員